

**愛西市発達支援センター、いよいよオープン**

計画当初は、子どもだけの施設計画でしたが、保護者の皆さんとの懇談などを経て、成人も利用できる施設が石田町に開設します。

**Q** 年度途中の開設となるが、工夫は。  
**A** 見学会などを行い、慣れてもらう機会を作る。児童発達支援事業では、4月から前倒しで単独通園の時間の延長など生活リズムの変化を最小限に抑える工夫をする。

**Q** 専門家の配置は。  
**A** 児童発達支援事業には、保育士や児童指導員。地域支援・相談支援等の事業には、教員・心理士・相談員の有資格者を予定している。

**Q** 社会福祉協議会との関係は。  
**A** 現在、障害児相談支援事業は社会福祉協議会に委託している。センター開所後は、センター内で障がい児・障がい者を対象とした相談業務を委託する予定だ。

**Q** 通うための交通手段がない人や、公共交通機関が苦手な子どももある。交通手段の確保は  
**A** 今後の課題だ。

**Q** 建設費の収支は。  
**A** 工事請負契約金額は4億8367万円。歳入は森林環境譲与税の活用を予定しているが金額は未確定だ。工事請負金額から森林環境譲与税充当分を差し引いた額の95%を起債とし、残額を公共事業整備基金を活用する予定だ。

**Q** 維持管理費は。  
**A** 今積算しているので、概算についても答えられない。

**農地を守り、農業発展のため、開発行為に  
関する条例を  
改正します**

地域住民が知らないうちに資材置き場や廃棄物置き場ができることが頻発し、愛西市では平成28年にこの条例ができました。しかし、この条例では建物がない開発には適用できないため、改正し強化されます。

対応すべきと判断した。

**Q** 申請内容は。  
**A** 主に、道路、排水、保管方法、環境保全に関する施設の構造や安全面に配慮した技術的な基準だ。規則で定める行為を計画する事業者は、技術基準に適合する行為であることを市へ申し出る必要がある。

**A** 基準を満たしていないと市が判断した場合、事業計画の是正を求める。

**Q** 開発行為前の住民説明は、総代に行えば事足りるものなのか、地域住民全てに周知すべきものなのか。  
**A** 開発行為の内容を事前に総代に知らせ、その事業内容をどこまでの住民へ周知したらいいかを、方法も含めて総代に判断してもらう。

**Q** 新たに適用となる開発行為は。  
**A** 野天作業場等を設置する行為で、具体的には自動車再利用関連、再生資源物関連、土砂の一時堆積、資材置場等が該当する。

**Q** 条例改正に至った理由は。  
**A** 野天作業場が、近年大変増えている。周辺の生活環境に影響がある事例も見受けられ、早急に



▲発達支援センターイメージ図



▲野天作業場の例